

大阪マラソン組織委員会（第39回）

- ・とき 令和6年3月21日（木）
午前10時00分から午前11時00分まで
- ・ところ シティプラザ大阪 2階 「燦」

次 第

1 開 会

2 議 事

資料ページ

- (1) 大阪マラソン組織委員会設置要綱の一部改正について 資料1 (1～6)
- (2) 令和6年度の開催日程について 資料2 (7)

3 報告事項

- (1) 大阪マラソン2024の結果概要について（速報） 資料3 (9～12)
- (2) 令和6年能登半島地震によって被災されたランナー等への対応について 資料4 (13)
- (3) その他

4 閉 会

大阪マラソン組織委員会設置要綱の一部改正について

大阪マラソン組織委員会設置要綱中、次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
役職	氏名	所属	役職	氏名	所属
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
委員	<u>日笠 弥三郎</u>	国土交通省近畿運輸局長	委員	金井 昭彦	国土交通省近畿運輸局長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

大阪マラソン組織委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪マラソン開催に必要な事業・運営計画の検討・実施など、その具体的な開催業務を推進していくため、大阪マラソン組織委員会（以下、「委員会」と言う。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 大阪マラソン開催にかかる事業・運営計画の検討・実施及び同マラソンの開催に伴い実施する関連事業の企画・実施
- (2) その他、前項の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれらを選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は令和6年3月31日までとする。

2 委員会の委員は会長が委嘱する。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

なお、可否同数のときは、議長が決する。

3 会議に出席できない委員は、書面または代理人をもって表決に加わることができる。

4 前項の場合には、第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

5 会議は書面をもって会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第7条 委員会が必要であると認めた場合は委員以外の関係者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(専門部会等の設置)

第8条 委員会の事務を補助させるため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の命を受け、必要な事項を調査検討し、会長に報告する。

(監事)

第9条 事業の適正な執行を確保するため、監事2名を置く。

2 監事は、事業の執行状況及び会計の監査を行い、その結果を委員会に報告する。

3 事業報告書及び収支決算書については、監事による監査を経て、委員会に提出の上、その承認を受けるものとする。

(事務局)

第10条 事業の遂行に必要な事務処理を行うため、大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲

庁舎35階に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、委員会の業務を総括的に処理する。
- 4 事務局長は、会長が任命する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な細則等は、会長が別に定める。

- | | | |
|-----|-------------|---------------|
| 附 則 | この要綱は、平成22年 | 9月10日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成23年 | 1月24日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成23年 | 2月14日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成23年 | 4月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成23年 | 5月30日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成23年 | 6月 7日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成23年 | 10月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成23年 | 11月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成24年 | 2月16日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成24年 | 4月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成24年 | 7月 5日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成24年 | 8月10日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成24年 | 9月11日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成24年 | 11月 5日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成25年 | 6月13日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成25年 | 9月11日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成26年 | 3月27日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成26年 | 6月 9日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成26年 | 10月25日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成27年 | 2月10日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成27年 | 6月12日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成27年 | 10月24日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成28年 | 3月29日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成28年 | 6月27日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成28年 | 10月 7日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成29年 | 2月 8日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成29年 | 7月 4日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成29年 | 11月 9日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成30年 | 6月29日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成30年 | 10月31日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和 元年 | 6月17日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和 元年 | 11月11日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和 2年 | 2月10日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和 2年 | 6月12日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和 2年 | 7月20日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和 3年 | 7月13日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和 4年 | 7月15日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和 5年 | 2月17日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和 5年 | 9月21日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和 年 | 月 日から施行する。 |

別表（第3条関係）

役 職	氏 名	所 属
顧問	吉村 洋文	大阪府知事
顧問	横山 英幸	大阪市長
顧問	久谷 眞敬	大阪府議会議長
顧問	片山 一步	大阪市会議長
会長	松本 正義	公益財団法人大阪陸上競技協会会長 公益社団法人関西経済連合会会長
副会長	尾縣 貢	公益財団法人日本陸上競技連盟会長
副会長	山口 信彦	大阪府副知事
副会長	山本 剛史	大阪市副市長
副会長	竹内 章	公益財団法人大阪陸上競技協会専務理事
委員	柴田 岳	読売新聞大阪本社代表取締役社長
委員	亀井 正明	株式会社毎日新聞社執行役員大阪本社代表
委員	林 理恵	日本放送協会専務理事・大阪放送局長
委員	武智 虎義	大阪市地域振興会会長
委員	千田 忠司	大阪市商店会総連盟理事長
委員	千田 忠司	大阪府商店街連合会会長
委員	千田 忠司	大阪府商店街振興組合連合会理事長
委員	鳥井 信吾	大阪商工会議所会頭
委員	角元 敬治	一般社団法人関西経済同友会代表幹事
委員	福島 伸一	公益財団法人大阪観光局会長
委員	牧野 明次	公益財団法人大阪府スポーツ協会会長
委員	辻 宏康	大阪府体育連合会長
委員	斉喜 博美	大阪府スポーツ推進委員協議会会長

役 職	氏 名	所 属
委員	奥野 隆司	大阪市スポーツ協会会長
委員	長谷部 恵一	大阪市体育厚生協会会長
委員	樫本 哲夫	大阪市スポーツ推進委員協議会会長
委員	宮村 誠一	大阪府障がい者スポーツ協会会長
委員	石田 易司	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会理事長
委員	高井 康之	一般社団法人大阪府医師会会長
委員	見坂 茂範	国土交通省近畿地方整備局長
委員	<u>日笠 弥三郎</u>	国土交通省近畿運輸局長
委員	吉田 光市	阪神高速道路株式会社代表取締役社長
委員	江島 芳孝	大阪府府民文化部長
委員	橋本 正司	大阪府教育委員会教育長
委員	岡本 圭司	大阪市経済戦略局長
委員	讃岐 富男	公益財団法人大阪陸上競技協会副専務理事
監事	近藤 博宣	大阪商工会議所常務理事・事務局長
監事	明知 暢也	公益財団法人大阪陸上競技協会事務局次長

令和6年度の開催日程について

開催日程：令和7年（2025年）2月24日（月曜日・振替休日）

※ 詳細については、次回の第40回大阪マラソン組織委員会で報告予定

報告事項1 大阪マラソン2024の結果概要について（速報）

1 概要について

(1) 定員等

令和6年3月12日時点

項目	2024大会	2023大会
定員	34,000人 (うちチャレンジラン2,000人)	32,000人 (チャレンジラン未実施)
応募者数	47,485人 (うちチャレンジラン2,863人)	40,440人
出走者数	32,407人 (うちチャレンジラン1,987人)	29,285人
完走者数	30,977人 (うちチャレンジラン1,965人)	27,919人
完走率	95.6% (うちチャレンジラン98.9%)	95.3%

※車いすランナー含む

※招待選手・エリートランナー等は含まない

2 競技結果について（マラソン）

(1) 車いすマラソン男子の部

順位	氏名	所属	記録
1	吉田 高志	大阪	1時間50分30秒
2	萩原 孝幸	兵庫	1時間59分1秒
3	西岡 英治	愛媛	2時間8分34秒

(2) マラソン男子の部

順位	氏名	国籍／所属	記録
1	平林 清澄*	福井・國學院大學	2時間6分18秒
2	ステーブン・キッサ	ウガンダ	2時間6分22秒
3	小山 直城	東京・Honda	2時間6分33秒

※初マラソン日本最高記録・日本学生最高記録

4	吉田 祐也	東京・GMO インターネットグループ	2時間6分37秒
5	土井 大輔	福岡・黒崎播磨	2時間6分54秒
6	丸山 竜也	愛知・トヨタ自動車	2時間7分52秒
7	ケマル・フセン	エチオピア	2時間8分00秒
8	キプケモイ・キプルノ	ケニア	2時間8分2秒

(3) マラソン女子の部

順位	氏名	国籍／所属	記録
1	ワガネシュ・メカシャ	エチオピア	2時間24分20秒
2	ベイス・デゲファ	エチオピア	2時間24分37秒
3	リサ・ウェイトマン	オーストラリア	2時間24分43秒
4	ヘレン・トラ・ベケレ	エチオピア	2時間25分25秒
5	川村 楓	大阪・岩谷産業	2時間25分44秒
6	ファンシー・チェムタイ	ケニア	2時間28分11秒
7	市田 美咲	大阪・エディオン	2時間30分34秒
8	タラ・パーム	オーストラリア	2時間32分25秒

(4) シカゴマラソン賞

	氏名	記録
大阪府在住男子1位	久本 駿輔	2時間24分12秒
大阪府在住女子1位	岩根 志帆	2時間47分54秒

※招待選手、エリートランナー、連携大会の代表選手、第9回及び2023大会の同賞受賞者を除く

(5) 市民ランナー賞

	氏名	記録
マラソン男子の部1位	和田 壮平	2時間19分53秒
マラソン女子の部1位	岩根 志帆	2時間47分54秒

※招待選手、エリートランナーを除く

3 その他について

(1) 大阪マラソン EXPO2024 来場者数

	2024 大会	2023 大会
来場者数	44,376 人	43,500 人

(2) 寄附金額

	2024 大会	2023 大会
チャリティ募金	87,848,194 円 ^{※1}	64,638,821 円
大阪スポーツ応援ランナーからの寄附	12,522,000 円	6,011,000 円
能登半島地震災害義援金	724,770 円 ^{※2}	

※1 令和6年3月12日時点の金額

※2 大阪マラソン EXPO2024 にて①チャリティオークション、②募金箱、③書籍販売を実施。

(3) 沿道応援者数

	2024 大会	2023 大会
沿道応援者数	800,000 人	1,100,000 人

(4) 各救護対応件数

救護対応	件数	備考
救急搬送件数	14 件	救護本部の救急搬送報告件数
救護所利用件数	632 件	救護所利用件数の合計 (休憩対応含む)
救護所以外の利用件数	150 件	救護所利用以外で解決した件数の合計 (休憩対応含む)

※AED 使用件数は 0 件

※上記の一部の数値は速報値のため確定値と異なる場合があります。

報告事項 2 令和 6 年能登半島地震によって被災されたランナー等への対応について

令和 6 年能登半島地震によって被災されたことにより大阪マラソン 2024 に出走できなかったランナー等への対応について次のとおりとする。

(1) 対象者

- ① 令和 6 年能登半島地震にかかる災害救助法の適用地域を含む 4 県にお住まいのランナーで、ランナー受付に来られなかった方

※対象者数：合計 61 名

- ・新潟県 9 名
- ・富山県 14 名
- ・石川県 28 名
- ・福井県 10 名

- ② 住所地に関わらず災害支援派遣に従事された方・実家が被災された方など震災の影響により出走できなかったと申し出があり、証明できる方

(2) 出走権等

次回大会に権利移行（無償で参加）することとし、参加料は返金しない。